

報告第8号

専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

町長の専決処分事項に関する条例(平成22年開成町条例第11号)の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和7年11月21日提出

開成町長 山 神 裕

専 決 処 分 書

町長の専決処分事項に関する条例（平成 22 年開成町条例第 11 号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 28 日

開成町長 山神 裕

町は、強風で飛ばされたテントにより家屋に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

金 451,000 円

2 損害賠償の相手方

神奈川県足柄上郡開成町牛島●●●番地●

●● ●●

(参考)

事故の概要

令和 7 年 9 月 21 日午前 2 時 53 分頃、足柄上郡開成町牛島 336 番地、開成町立開成幼稚園園庭に設置していたテントが強風で吹き飛ばされ、相手側家屋の屋根にぶつかり瓦・外壁・排気口カバー・雨樋に割れや傷等の損害を与えた。